

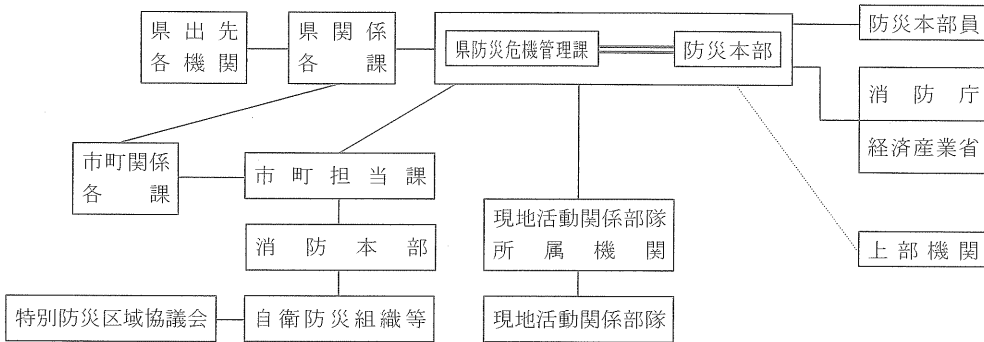
第5項 情報収集体制

災害報告等については各種法令及び規程取扱要領により各機関の系統ごとに処理されるが、災害時における災害情報の収集、報告体制は次により運用するものとする。

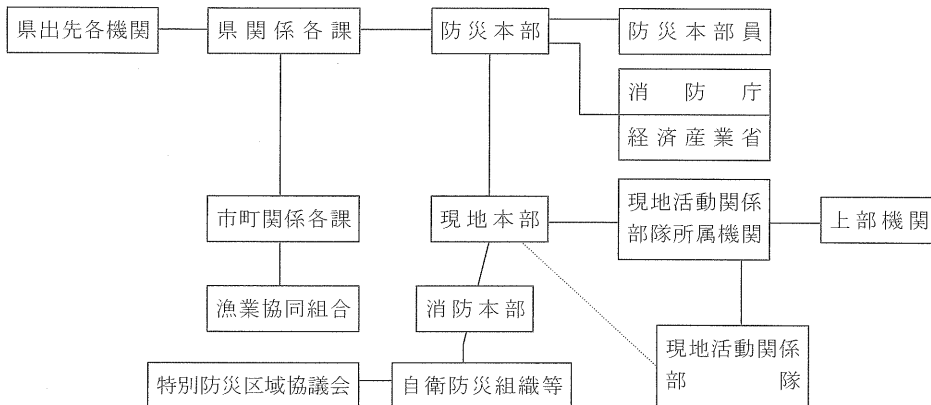
1 情報収集系統図

平成24年3月版

(1) 現地本部が設置されない場合



(2) 現地本部が設置された場合



2 情報収集要領

(1) 災害発生事業所は、災害発生後、速やかに自衛防災組織の動員計画に定めた情報提供体制を整備し、災害の状況、講じた措置、その他の災害情報を関係機関へ統一的に提供するものとする。

(予め自衛防災組織の動員計画に定めておく事項)

- ア 情報提供を行う担当組織及びその設置場所、連絡先
- イ 関係機関や報道機関へ提供すべき情報内容、提供方法
- ウ 情報提供責任者

(2) 関係機関は、災害発生特定事業所が整備した情報提供体制の下、災害情報を収集・共有し、防災本部（現地本部が設置されたときは現地本部）へ報告するものとする。

(3) 特別防災区域協議会は、被害が周辺地域に及ぶ恐れのあるときには、災害発生特定事業所からの要請により、風向や風速、有毒ガス等の濃度分布、黒煙や飛散物、海面油膜の到達範囲等、被害の拡大状況についての情報を区域内の事業所から収集・分析の上、災害発生特定事業所へ提供するものとする。

(4) 防災本部及び現地本部は連絡を密にし、災害状況について関係機関に連絡するものとする。

(5) 情報収集にあたって被災写真等を活用するものとする。

また、必要に応じヘリコプターによる上空からの災害情報収集を行うものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリ運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

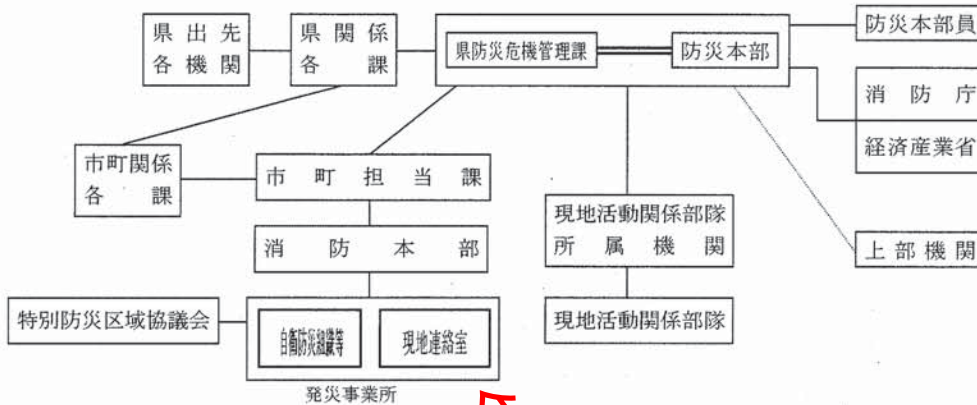
第5項 情報収集体制

災害報告等については各種法令及び規程取扱要領により各機関の系統ごとに処理されるが、災害時における災害情報の収集、報告体制は次により運用するものとする。

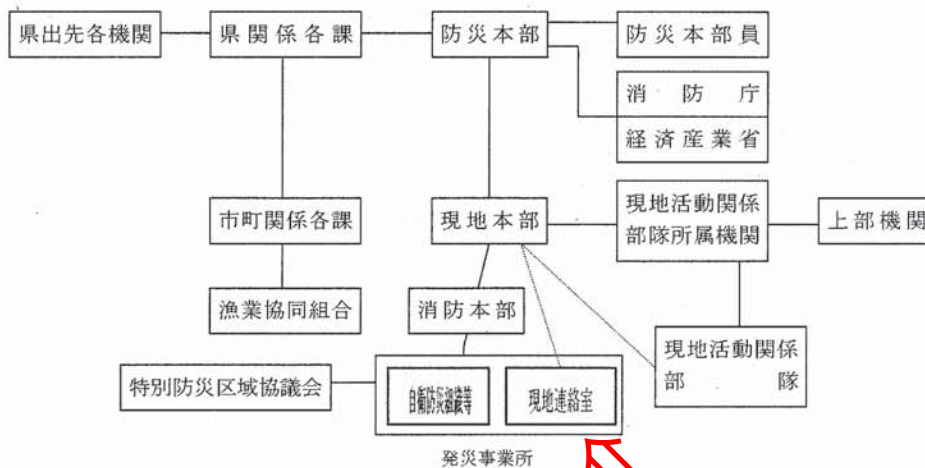
1 情報収集系統図

平成25年3月版

(1) 現地本部が設置されない場合



(2) 現地本部が設置された場合



2 情報収集要領

- (1) 災害発生事業所は、災害発生後、速やかに初動対応マニュアルに基づく「現地連絡室」を事業所内に設置し、災害の状況、講じた措置、その他の災害情報を関係機関へ統一的に提供するものとする。
 なお、事故発生時に「現地連絡室」が十分機能するよう、あらかじめ自衛防災組織の動員計画に次の事項を定めておくこととする。
 - ア 情報提供を行う担当組織及びその設置場所、連絡先
 - イ 関係機関や報道機関へ提供すべき情報内容、提供方法
 - ウ 情報提供責任者
- (2) 関係機関は、現地連絡室等において災害情報を収集・共有し、防災本部（現地本部が設置されたときは現地本部）へ報告するものとする。
- (3) 特別防災区域協議会は、被害が周辺地域に及ぶ恐れのあるときには、災害発生事業所からの要請により、風向や風速、有毒ガス等の濃度分布、黒煙や飛散物、海面油膜の到達範囲等、被害の拡大状況についての情報を区域内の事業所から収集・分析の上、災害発生特定事業所へ提供するものとする。
- (4) 防災本部及び現地本部は連絡を密にし、災害状況について関係機関に連絡するものとする。
- (5) 情報収集にあたって被災写真等を活用するものとする。
 また、必要に応じヘリコプターによる上空からの災害情報収集を行うものとする。
 なお、消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災へ